



県章

沖縄県公報

(号外)
発行人
沖縄県総務部
文書学事課
電話 34-6093

目次

| 条 例 | ページ |
|--|-----|
| ○沖縄県土地利用審査会条例 (条例第35号) | 2 |
| ○沖縄県国土利用計画地方審議会条例 (条例第36号) | 2 |
| ○沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第37号) | 3 |
| ○沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (条例第38号) | 4 |
| ○沖縄県保母修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第39号) | 9 |
| ○沖縄県寡婦福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 (条例第40号) | 9 |
| ○沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (条例第41号) | 10 |
| ○沖縄県慰霊の日を定める条例 (条例第42号) | 10 |
| ○沖縄県消費生活安定緊急対策に関する条例 (条例第43号) | 10 |
| ○沖縄県立農業研修センターの設置及び管理に関する条例 (条例第44号) | 12 |
| ○沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例 (条例第45号) | 13 |
| ○沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第46号) | 13 |

人事委員会事項

| | |
|---|----|
| ○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (人委規則第28号) | 14 |
| ○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人委規則第29号) | 14 |
| ○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人委規則第30号) | 15 |
| ○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人委規則第31号) | 16 |
| ○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (人委規則第32号) | 16 |



条 例

沖縄県土地利用審査会条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第35号

沖縄県土地利用審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、沖縄県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員総数の過半数で決する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県国土利用計画地方審議会条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第36号

沖縄県国土利用計画地方審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第3項の規定に基づき、沖縄県国土利用計画地方審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命又は委嘱する委員25人以

内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(任期)

第3条 前条第1項の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第37号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則中「当り」を「当たり」に、「こえて」を「超えて」に、「行なわ」を「行わ」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に、「は数」を「端数」に、「さらに」を「更に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第7条第5項中「あわせ」を「併せ」に改め、同条第6項中「その属する職員」を「その属する職務」に改める。

第9条第2項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第5項中「日割」を「日割り」に改め、同条第6項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第19条第1項中「及びこれに準ずる学校」を「並びにこれに準ずる学校及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設(次条において「共同調理場」という。)」に改める。

第20条第1項中「職員の勤務する学校」の次に「若しくは共同調理場(以下この条において「学校等」という。)」を加え、「直後に勤務する学校」を「直後に勤務する学校等」に、「移転した学校」を「移転した学校等」に、「所在する学校」を「所在する学校等」に、「指定する学校」を「指定する学校等」に、「学校の移転」を「学校等の移転」に改め、同条第2項中「学校」を「学校等」に改める。

第23条第1項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第29条第1項第2号中「本務として定時制の課程」を「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制の課程」に改める。

第31条第1項第2号中「行ない」を「行い」に改める。

第38条第2項中「あたつて」を「当たつて」に改める。

附則第8項中「かかる」を「係る」に改める。

別表第4教育職給料表(1)の備考中「校長」の次に「、教頭」を加え、同表教育職給料表(2)の備考中「園長」の次に「、教頭」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和47年沖縄県条例第97号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「校長」の次に「、教頭」を加える。

第7条の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第1項中「行ない」を「行い」に、「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、沖縄県職員の給与に関する条例第29条第1項第2号及び別表第4並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条第2項の改正規定は、昭和49年9月1日から適用する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第38号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1種類の欄中「工業試験場施設使用料」を「伝統工芸指導所施設使用料」に改め、同表保健所使用料の項中「こえない」を「超えない」に改める。

別表第2中

| | | | | |
|----------|------|----------------------|--------|------|
| 工業試験場手数料 | 化学分析 | 定性分析 | 1成分につき | 150円 |
| | | 定量分析 | | |
| | | 軽易のもの | 1成分につき | 220円 |
| | | 一般的なもの | 同 | 290円 |
| | | 特殊なもの | 同 | 360円 |
| 機器分析 | | ガスクロマトグラフによる分析 | | |
| | | ガスクロマトグラフ 100°C以下 | 一試料につき | 220円 |

| | | | | |
|---------------|--------------|--------|--------|-----------------|
| | 100°C以上 | 一試料につき | 260円 | |
| | 定性分析 | | | |
| | 100°C以下 | 同 | 360円 | |
| | 100°C以上 | 同 | 430円 | |
| | 定量分析 | | | |
| | 100°C以下 | 同 | 540円 | |
| | 100°C以上 | 同 | 720円 | |
| | 附属装置を使用するもの | 同 | 1,080円 | |
| | ポーラログラフによる分析 | | | |
| | 定性分析 | 1成分につき | 300円 | |
| | 定量分析 | 同 | 400円 | |
| | 分光分析 | | | |
| | 定性分析 | 同 | 290円 | |
| | 定量分析 | 同 | 400円 | |
| | 有機元素分析 | | | |
| | 炭素、水素、窒素分析 | 同 | 720円 | C.H.N.Corderによる |
| | その他の機器による分析 | | | |
| | 定性分析 | 同 | 150円 | 炎光光電比色等 |
| | 定量分析 | 同 | 290円 | |
| 糸の試験 | 引張り強さ及び伸び試験 | 1点につき | 180円 | |
| | 番手(織度)試験 | 同 | 110円 | |
| | 糸長試験 | 同 | 110円 | |
| | 燃り数及び編試験 | 同 | 110円 | |
| 編物の分解設計 | 組織 | 1点につき | 110円 | |
| | 密度 | 同 | 110円 | |
| | 混用率 | 同 | 306円 | 原料2種~3種抽出 |
| 染色堅ろう度試験 | 耐光試験 | 1点につき | 110円 | JIS規格の6級までとする。 |
| | 洗濯試験 | 1点につき | 110円 | |
| | 汗試験 | 同 | 110円 | |
| | 摩擦試験 | 同 | 110円 | |
| 染料、材料又は薬剤鑑定試験 | 染料部属判定試験 | 1点につき | 220円 | |
| | 染糊剤鑑定試験 | 同 | 220円 | |

| | | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|------------|
| | 侵染試験 | 1点につき | 110円 | |
| | 捺染試験 | 同 | 110円 | |
| 試作及び加工 | 糸の試験 | 100グラムにつき | 180円～360円 | |
| | 布の染色 | 1反につき | 180円～360円 | |
| | 糸の精練 | 100グラムにつき | 110円～180円 | |
| | 糸の漂白 | 同 | 110円～180円 | |
| | 織物の精練 | 1反につき | 180円～360円 | |
| | 織物の漂白 | 同 | 180円～360円 | |
| | 織物の整理仕上 | 同 | 110円～360円 | |
| 委託試作 | 織物の試作 | 100グラムにつき | 実 費 | |
| | 手工芸品の試作 | 同 | 同 | |
| 木材の強弱試験 | 引張試験 | 1件につき | 290円 | |
| | 曲げ試験 | 同 | 290円 | |
| | 圧縮試験 | 同 | 290円 | |
| | 剪断試験 | 同 | 290円 | |
| | 割裂試験 | 同 | 290円 | |
| | 硬度試験 | 同 | 290円 | |
| 接着試験 | 常態試験 | 1件につき | 220円 | 試験のみ |
| | 耐火試験 | 同 | 220円 | 同 |
| | 合板常態試験 | 同 | 220円 | 同 |
| | 含水率 | 1件につき | 220円 | 絶乾重量法による場合 |

を

| | | | | | | |
|--------------|------|-----------|-----------|--------|--------|--|
| 工業試験場 手数料 | 定性分析 | 簡易で一般的なもの | 1成分につき | 300円 | | |
| | | 特殊なもの | 同 | 500円 | | |
| | 定量分析 | 簡易で一般的なもの | 1成分につき | 500円 | | |
| | | 特殊なもの | 同 | 800円 | | |
| | 熱分析 | 耐火度試験 | SK20以下 | 1試料につき | 1,000円 | |
| | | | SK26以上 | 同 | 1,500円 | |
| | | 熱膨張試験 | 1,000°C以下 | 1試料につき | 1,500円 | |
| | | | 1,001°C以上 | 同 | 2,000円 | |

| | | | | |
|---------|---|------------------------------------|---|--|
| | 熱天秤試験 | 1 試料につき | 1,500円 | |
| | 示差熱分析 1,000°C以下 1,001°C以上 | 1 試料につき 同 | 1,500円 2,000円 | |
| 材 料 試 験 | 引張試験 圧縮試験 せん断試験 曲げ試験 衝撃試験 硬度試験 | 1 件につき 同 同 同 同 同 | 500円~1,300円 500円~1,300円 500円~1,300円 500円 500円 500円 | |
| 鋳物砂試験 | 粘土分試験 | 1 試料につき | 500円 | |
| | 粒度分試験 | 1 試料につき | 500円 | |
| | 強度試験 (生 型) | 1 試料につき | 400円 | |
| | 強度試験 (乾燥型) | 同 | 500円 | |
| | 通気試験 (生 型) | 同 | 400円 | |
| | 通気試験 (乾燥型) | 同 | 500円 | |
| 精 密 測 定 | 形状測定 | 1 試料につき | 500円~1,500円 | |
| | 坐標測定 | 同 | 500円~1,500円 | |
| | ねじ山測定 | 同 | 500円~1,500円 | |
| | 長さ測定 | 同 | 500円~1,500円 | |
| | 表面あらさ測定 | 同 | 500円 | |
| 非破壊検査 | X線探傷撮影 | 1 枚又は1 件 につき | 500円~1,000円 | |
| 顕微鏡試験 | 電子顕微鏡試験 | 1 試料につき | 1,000円 | |
| | 生物顕微鏡試験 | 同 | 1,000円 | |
| | 鉱物顕微鏡試験 | 同 | 1,000円 | |
| | 金属顕微鏡試験 | 1 件1 個 (3 枚組) 焼き増し1 枚 につき | 1,000円 100円 | |
| その他の項目 | 比重、粘度、鑑定、 気孔率、吸水率等そ 他のもの | 1 試料につき | 500円 | |
| | 成績書の複本の作成 | 1 件につき | 50円 | |

伝統工芸指導所手数料

| | | | | |
|---------------|-------------|-----------|-----------|----------------|
| 糸の試験 | 引張り強さ及び伸び試験 | 1点につき | 180円 | |
| | 番手(織度)試験 | 同 | 110円 | |
| | 糸長試験 | 同 | 110円 | |
| | 撚り数及び編試験 | 同 | 110円 | |
| 編物の分解設計 | 組織 | 1点につき | 110円 | |
| | 密度 | 同 | 110円 | |
| | 混用率 | 同 | 360円 | 原料2種~3種抽出 |
| 染色堅ろう度試験 | 耐光試験 | 1点につき | 110円 | JIS規格の6級までとする。 |
| | 洗濯試験 | 1点につき | 110円 | |
| | 汗試験 | 同 | 110円 | |
| | 摩擦試験 | 同 | 110円 | |
| 染料、材料又は薬剤鑑定試験 | 染料部属判定試験 | 1点につき | 220円 | |
| | 染糊剤鑑定試験 | 同 | 220円 | |
| | 侵染試験 | 同 | 110円 | |
| | 捺染試験 | 同 | 110円 | |
| 試作及び加工 | 糸の試験 | 100グラムにつき | 180円~360円 | |
| | 布の染色 | 1反につき | 180円~360円 | |
| | 糸の精練 | 100グラムにつき | 110円~180円 | |
| | 糸の漂白 | 同 | 110円~180円 | |
| | 織物の精練 | 1反につき | 180円~360円 | |
| | 織物の漂白 | 同 | 180円~360円 | |
| | 織物の整理仕上げ | 同 | 110円~360円 | |
| 委託試作 | 織物の試作 | 100グラムにつき | 実費 | |
| | 手工芸品の試作 | 同 | 実費 | |
| 木材の強弱試験 | 引張試験 | 1件につき | 290円 | |
| | 曲げ試験 | 同 | 290円 | |
| | 圧縮試験 | 同 | 290円 | |
| | せん断試験 | 同 | 290円 | |
| | 割裂試験 | 同 | 290円 | |
| | 硬度試験 | 同 | 290円 | |

| | | | | |
|------|--------|-------|------|------------|
| 接着試験 | 常態試験 | 1件につき | 220円 | 試験のみ |
| | 耐火試験 | 同 | 220円 | 同 |
| | 合板常態試験 | 同 | 220円 | 同 |
| | 含水率 | 1件につき | 220円 | 絶乾重量法による場合 |

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県保母修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第39号

沖縄県保母修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県保母修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「5,000円」を「6,000円」に改める。

第6条第2項中「行なわない」を「行わない」に、「すでに」を「既に」に改める。

第8条第1項第1号中「引続く」を「引き続き」に改める。

第9条第1項第2号中「こえた」を「超えた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし、昭和48年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

沖縄県寡婦福祉資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第40号

沖縄県寡婦福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

沖縄県寡婦福祉資金貸付条例（昭和47年沖縄県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第11号中「行なり」を「行う」に改める。

第5条第4項中「こえない」を「超えない」に改める。

別表事業開始資金の項中「500,000円」を「700,000円」に改め、同表事業継続資金の項中「250,000円」を「350,000円」に改め、同表技能習得資金の項中「こえない」を「超えない」に、「3,000円」を「6,000円」に改め、同表住宅資金の項中「300,000円」を「500,000円」に改め、同表転宅資金の項中「25,000円」を「30,000円」に改め、同表生活資金の項中「月額11,000円」を「月額30,000円」ただし、現に扶養する子がある寡婦以外の寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦に係るものは月額15,000円」に改め、同表結婚資金の項中「50,000円」を「80,000円」に改め、同表修学資金

の項中「かかる」を「係る」に改め、同表修学資金の項中「こえない」を「超えない」に、「3,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、別表の技能習得資金及び修学資金の項の改正規定は、昭和49年4月1日から、その他の改正規定は、同年6月28日から適用する。

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第41号

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例(昭和48年沖縄県条例第38号)の一部を次のように改正する。

本則中「すでに」を「既に」に、「あたつて」を「当たつて」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行なう」を「行う」に改める。

第1条中「いだく」を「抱く」に改める。

第8条第4項及び第5項中「いたつた」を「至つた」に改める。

附則第2項中「昭和49年9月30日」を「昭和49年10月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

沖縄県慰霊の日を定める条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第42号

沖縄県慰霊の日を定める条例

第1条 我が県が、第二次世界大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失つた冷厳な歴史的事実にかんがみ、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰めるため、慰霊の日を定める。

第2条 慰霊の日は、6月23日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県消費生活安定緊急対策に関する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第43号

沖縄県消費生活安定緊急対策に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令に定めがあるもののほか、県民の消費生活に必要な物資(以下「生活物資」という。)の流通の円滑化及び価格の安定を図るための緊急対策を定め、もつて県民の消費生活の安定に資することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、生活物資の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ効果的に実施するものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県の施策に協力するとともに、生活物資の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要な施策を策定し、これを実施するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、生活物資の流通の円滑化及び価格の安定に努め、県及び市町村の施策に協力するものとする。

(情報の収集及び提供)

第5条 知事は、常に、生活物資の需給及び価格の動向について情報を収集し、消費生活の安定に必要な情報を県民に提供するように努めなければならない。

(物資の指定)

第6条 知事は、生活物資の需給又は価格の動向が県民の消費生活に著しい影響を及ぼし又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(調査)

第7条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活物資(以下「指定生活物資」という。)の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

(物資の売渡し勧告)

第8条 知事は、指定生活物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者(以下「関係事業者」という。)が、買占め又は売惜しみににより、当該指定生活物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、当該指定生活物資の売渡しを勧告することができる。

(価格の引下げ勧告)

第9条 知事は、関係事業者が、指定生活物資を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、その者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

(立入調査等)

第10条 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、当該関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、指定生活物資に関し、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて、協力を求めることができる。

(公表)

第11条 知事は、第8条及び第9条の勧告を行い、又は前条の立入調査等の協力を求めた場合において、特に必要があると認めるときは、その経緯及び結果について公表することができる。

(価格調査員)

第12条 第5条、第7条及び第10条の規定による情報の収集、調査及び立入調査等を行わせるための職員として、価格調査員を置く。

2 価格調査員は、第7条又は第10条の規定による調査又は立入調査等を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯

し、関係者に提示しなければならない。

(学識経験者等の意見の聴取)

第13条 知事は、この条例の目的を達成するため、必要に応じ学識経験者及び関係者等の意見を聞くものとする。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県立農業研修センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第44号

沖縄県立農業研修センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業研修センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業を自営しようとする青年に対し、近代的農業を営むに必要な技術と能力を体得させ、合理的農業経営を担当する人材の養成を行うための施設として農業研修センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 農業研修センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|----------------|
| 沖縄県立農業研修センター | 名護市字名護4124番地の2 |

(研修の課程及び期間)

第4条 沖縄県立農業研修センター(以下「研修センター」という。)の研修課程及び研修期間は、次の表のとおりとする。

| 研 修 課 程 | 研 修 期 間 |
|---------|---------|
| 本 科 | 2 年 |
| 研 究 科 | 1 年 |

(入所の許可)

第5条 研修センターに入所しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、研修センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第45号

沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「行なう」を「行う」に改める。

第5条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（少年自然の家）

第7条の2 自然環境の中での集団宿泊訓練を通じて、心身ともに健全な少年の育成を図り、社会教育の振興に資するため、少年自然の家を次のとおり設置する。

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|----------------|
| 沖縄県立石川少年自然の家 | 石川市字石川3491番地の2 |

2 少年自然の家は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 集団宿泊訓練に関すること。
- (2) 野外視察、自然探究その他自然に親しませる学習活動に関すること。
- (3) 体育、レクリエーション及び野外活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

第9条中「、第7条及び前条」を「及び第7条から前条まで」に改める。

附 則

この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県知事 屋 良 朝 苗

沖縄県条例第46号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

| |
|--------------|
| 沖縄県立中部商業高等学校 |
|--------------|

 宜野湾市字我如古 133 番地」を「

| |
|--------------|
| 沖縄県立中部商業高等学校 |
|--------------|

 西原村字翁長 610 番地」に改める。

附 則

この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

人事委員会事項

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和49年10月21日

沖縄県人事委員会
委員長 棚原 勇 吉

沖縄県人事委員会規則第28号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
第4条中「校長」の次に「、教頭」を加える。
第5条中「園長」の次に「、教頭」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和49年10月21日

沖縄県人事委員会
委員長 棚原 勇 吉

沖縄県人事委員会規則第29号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
本則中「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に、「行なわ」を「行わ」に、「行なり」を「行う」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第40条第1項中「あわせ」を「併せ」に改める。

別表第1エ 教育職給料表(1)等級別標準職務表2等級の項の第1号中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

別表第1オ 教育職給料表(2)等級別標準職務表2等級の項の第1号中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

別表第2エ 教育職給料表(1)等級別資格基準表中

| | | | |
|-----|-------|--|---|
| 校 長 | 大 学 卒 | | 0 |
| | 短 大 卒 | | 0 |

を

| | | | |
|-----|-------|---|---|
| 校 長 | 大 学 卒 | | 0 |
| | 短 大 卒 | | 0 |
| 教 頭 | 大 学 卒 | | 0 |
| | 短 大 卒 | 0 | 2 |

に改める。

別表第2オ 教育職給料表(2)等級別資格基準
表中

| | | | |
|-----|-------|--|---|
| 校 長 | 大 学 卒 | | 0 |
| 園 長 | 短 大 卒 | | 0 |

を

| | | | |
|------------|-------|--|---|
| 校 長 園 長 | 大 学 卒 | | 0 |
| | 短 大 卒 | | 0 |
| 教 頭 | 大 学 卒 | | 0 |
| | 短 大 卒 | | 0 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖 縄 県 人 事 委 員 会

委員 長 棚 原 勇 吉

沖縄県人事委員会規則第30号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | |
|-----------------------------|----------------|------------------------------------|-----|
| 県 立 学 校 | 高 等 学 校 | 校 長 | 4 種 |
| | | 教頭である教諭 | 5 種 |
| | | 定時制主事である教諭 | |
| | 通信制主事である教諭 | | |
| 盲 学 校 ろ う 学 校 養 護 学 校 | 中 学 校 | 校 長 | 4 種 |
| | | 教頭である教諭 (兼城分校、澄井分校、稲沖分校の主事を含む。) | 5 種 |
| | 小 学 校 | 校 長 | 4 種 |
| 市町村立学校 | 中 学 校 小 学 校 | 校 長 | 4 種 |
| | | 教頭である教諭 | 5 種 |

を

| | | | | |
|---------|-----------------------------|-------|-----|-----|
| 県 立 学 校 | 高 等 学 校 | 校 長 | 4 種 | |
| | | 教 頭 | 5 種 | |
| | 盲 学 校 ろ う 学 校 養 護 学 校 | 中 学 校 | 校 長 | 4 種 |
| | | | 教 頭 | 5 種 |
| 市町村立学校 | 中 学 校 小 学 校 | 校 長 | 4 種 | |
| | | 教 頭 | 5 種 | |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県人事委員会
委員長 棚原 勇 吉

沖縄県人事委員会規則第31号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則中「行なわ」を「行わ」に、「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第16条第1項中「担当する教諭」を「担当する教頭又は教諭」に、「又は講師」を「若しくは講師」に改める。

第32条第1項中「又は盲学校」を「盲学校」に、「若しくは養護学校」を「又は養護学校」に、「の小学部、中学部、高等部に所属する教諭」を「に所属する教頭又は教諭」に、「又は寮母」を「若しくは寮母」に改める。

第39条第1項中「日割」を「日割り」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和49年10月21日

沖縄県人事委員会
委員長 棚原 勇 吉

沖縄県人事委員会規則第32号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「行なう」を「行う」に改める。

別表盲学校、ろう学校及び養護学校の項の第1号中「校長」の次に「、教頭」を加え、同表鏡が丘養護学校兼城分校の項の第1号中「教諭」の前に「教頭、」を加え、同表那覇養護学校の澄井分校及び稲沖分校の項の第1号中「教諭」の前に「教頭、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

| | | |
|-------------------------------------|-----|------------------------------|
| 毎週月・木曜日発行 (当日が休日に当るときは、その翌日) | 印刷所 | 暁印刷社 那覇市松山1-14-3 〒900 |
| | 販売所 | 株式会社 文教図書 那覇市泉崎1-4-6 〒900 |
| | 購読料 | 1ヶ月 400円 (送料共) |